

静岡市企業立地用地供給促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、市内への企業の進出及び市内における企業の定着を促進し、もって地域の産業の高度化、活性化及び雇用機会の拡大を図るため、市内において企業立地用地供給促進事業を行う事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号の事業協同組合をいう。以下「協同組合」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「企業立地用地供給促進事業」とは、協同組合が独立行政法人中小企業基盤整備機構の高度化事業を活用し、一体的に行う団地（面積の概ね80%以上が、静岡市企業立地促進事業（工場等設置事業）補助金交付要綱（平成21年4月1日施行）において、補助対象となる工場等に分譲される一団の土地をいう。）の整備であつて、協同組合が用地及び建物を所有する事業をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、企業立地用地供給促進事業において整備する団地のうち、開発区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第13項の開発区域をいう。）内の公共施設（都市計画法第4条第14項及び水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に定める施設及び市長が必要であると認める施設（新設に限る。）をいう。）を整備する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げるものを除くものとする。ただし、市又は他の団体から交付を受ける他の補助金の交付の対象となる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 共通仮設費
- (3) 現場管理費
- (4) 一般管理費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1に相当する額の範囲内において、市長が定め

る額とし、5,000万円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、企業立地用地供給促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、業務開始日(補助対象経費に係る支払を完了して補助事業に係る団地において業務を開始する日をいう。以下同じ。)又は業務開始日の属する年度の2月の末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。この場合において、業務開始日は、補助事業に着手した日から5年以内でなければならない。

- (1) 協同組合等概要調書(様式第2号)
- (2) 事業計画書(様式第3号)
- (3) 事業費内訳書(様式第4号)
- (4) 収支予算書(様式第5号)
- (5) 工事等計画図書(平面図、標準横断図、主要構造図等)
- (6) 定款
- (7) 登記事項証明書
- (8) 独立行政法人中小企業基盤整備機構による高度化事業の認定を証する書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、企業立地用地供給促進事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得等財産」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数等に相当する期間(同省令に定めがない財産については、市長が別に定める期間)内において、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (2) 市長の承認を受けて取得等財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (3) 取得等財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) 規則及びこの要綱を遵守すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(変更、中止又は廃止の承認申請)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ企業立地用地供給促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第3号）
- (2) 変更事業費内訳書（様式第4号）
- (3) 変更収支予算書（様式第5号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業の内容の変更に関し参考となる書類

(変更、中止又は廃止の承認)

第10条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、企業立地用地供給促進事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、企業立地用地供給促進事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類のうち必要と認められるものを添付して、市長へ提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第3号）
- (2) 事業実績内訳書（様式第4号）
- (3) 収支決算書（様式第5号）
- (4) 土地の登記事項証明書の写し
- (5) 土地の売買契約書の写し
- (6) 造成等の工事請負契約書

- (7) 位置図及び配置図
- (8) 工事が完了したことが確認できる書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する書類
(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、企業立地用地供給促進事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(請求の手続)

第13条 補助金の額の確定を受けた者は、確定通知を受けた日から起算して10日以内に請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第14条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者は、第6条の規定による補助金の交付の申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業者は、第11条の規定による実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定により補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
- (3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告する

とともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(4) 市長は、第7条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、前2号の規定を遵守することを条件として付すものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

企業立地用地供給促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	所在地	
	名称	
申請者	代表者氏名	ⓐ
	連絡担当者氏名	
	電話番号	

年度において補助金の交付を受けたいので、静岡市企業立地用地供給促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 協同組合等概要調書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 事業費内訳書（様式第4号）
- (4) 収支予算書（様式第5号）
- (5) 工事等計画図書（平面図、標準横断図、主要構造図等）
- (6) 定款
- (7) 登記事項証明書
- (8) 独立行政法人中小企業基盤整備機構による高度化事業の認定を証する書類

様式第2号（第6条関係）

協同組合等概要調書

- 1 協同組合の名称
- 2 代 表 者
- 3 所 在 地
- 4 協同組合の沿革
- 5 資本金（資金）
- 6 組 合 員 数
- 7 組合員企業概要

名称	
代表者	
所在地	
資本金	
直近の売上額	
従業員数	
業種、業務内容 (主要製品、主要取引先)	

様式第3号（第6条、第9条、第11条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 事業計画（変更事業計画・事業実績）の概要

団 地 名	
所 在 地	
開 発 面 積	
進 出 企 業	
協 同 組 合 設 立 日	
高 度 化 事 業 認 定 日	
事 業 着 手 日	
事 業 完 了 日（ 予 定 ）	
総 事 業 費	
補 助 対 象 経 費	

（注）変更事業計画の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

2 進出企業の投資計画

会 社 名			
土 地		m ²	
設 備	建 物	生 産 部 門	m ²
		研 究 開 発 部 門	m ²
		事 務 管 理 部 門	m ²
		倉 庫 等	m ²
		そ の 他	m ²
		計	m ²
投 資	機 械 設 備 等	生 産、研 究、開 発 又 は 事 務 の 用 に 供 す る 機 械 設 備	円
		そ の 他	円
新 規 雇 用 者 数（ 予 定 ）			人

様式第4号（第6条、第9条、第11条関係）

事業費内訳書（変更事業費内訳書、事業実績内訳書）

事業費内訳表

工事区分・工種・種 別・細別	単位	数量	単価	金額	適用
合計額					

（注）変更事業費内訳書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第5号（第6条、第9条、第11条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予算額)	比 較		算 出 基 礎
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

(注) 変更事業費内訳書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印
(経済局商工部産業振興課)

企業立地用地供給促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市企業立地用地供給促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の時期
- 3 交付の条件
 - (1) 次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - ア 補助事業の目的及び内容
 - イ 補助事業の事業計画及び収入支出の予算
 - ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得等財産」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定め

- られている耐用年数等に相当する期間（同省令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 市長の承認を受けて取得等財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 取得等財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (8) 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合は次のとおり取り扱うこと。
- ア 要綱第11条の実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、その金額（補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。
- イ 実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（補助金の交付の申請時及び実績報告書の提出時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを市に返還しなければならないこと。
- (ア) 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
- (イ) (ア) に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- (9) (1) から (8) までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第7号（第9条関係）

企業立地用地供給促進事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地

名称

申請者 代表者氏名

連絡担当者氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、企業立地用地供給促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

様式第8号（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

企業立地用地供給促進事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）については、静岡市企業立地用地供給促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第9号（第11条関係）

企業立地用地供給促進事業実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
名称
報告者 代表者氏名
連絡担当者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市企業立地用地供給促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 交付決定額 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 事業実績書（様式第3号）
 - (2) 事業実績内訳書（様式第4号）
 - (3) 収支決算書（様式第5号）
 - (4) 土地の登記事項証明書の写し
 - (5) 土地の売買契約書の写し
 - (6) 造成等の工事請負契約書
 - (7) 位置図及び配置図
 - (8) 工事が完了したことが確認できる書類

様式第10号（第12条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

企業立地用地供給促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付については、静岡市企業立地用地供給促進事業補助金交付要綱第12条の規定により次のとおり確定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第11号（第13条関係）

請 求 書

金 円

ただし、年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた補助金の支払を受けたいので、静岡市企業立地用地供給促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

（宛先）静岡市長

所在地
請求者 名 称
代表者氏名

㊞

口座振替先金融機関名

口座種別

No.

口座名義

様式第12号（第14条関係）

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

所在地
名称
報告者 代表者氏名
連絡担当者氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた静岡市企業立地用地供給促進事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

- 1 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）
金 円